

県立学校長 殿

教 育 長

1 学期の始業にあたっての感染症対策の徹底について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策については、令和4年3月31日付け「新型コロナウイルス感染症対策の更なる徹底について」において通知したところですが、新学期が始まるこの時期は、新入生を迎え、児童生徒等の移動や交流が活発化することから、始業に当たって、改めて下記について十分留意のうえ、感染症対策の徹底について万全を期すようお願いいたします。

なお、特別支援学校においては、学校の実情等に応じて対応をお願いします。

記

1 県外への移動について

- ・ 県外へ移動する場合は、マスクの着用など基本的な感染症対策の徹底を指導するとともに、帰県後に体調確認のうえ、本人や同行した家族に少しでも体調不良がある場合は、出席停止等の措置を行うこと。

2 部活動について

(1) 感染予防対策について

- ・ 身体的距離の確保、用具の消毒、活動時以外のマスクの着用、手洗い等を徹底すること。
- ・ 生徒本人又は同居の家族に体調不良者がいる場合は、部活動に参加させないこと。
- ・ 飲食の場における感染リスクが高いことから、速やかに帰宅するよう促すとともに、部室等の共有エリアの一斉利用は行わないこと。
- ・ 部活動中にミーティング等を行う場合はマスク着用を厳守すること。

(2) 練習日及び合同練習、合宿、県外遠征等について

- ・ 休養日や活動時間については、部活動ガイドラインを遵守すること。
- ・ 県内及び県外の学校等を招聘した合同練習等の活動については、学校長の承認を得てから実施することとし、他校の生徒等との飲食等は行わないよう徹底すること。
- ・ 合宿や県外遠征等の活動については、生徒及び保護者にその必要性を十分説明して承諾を得るとともに、宿泊を伴う場合は、必要最小限の宿泊数で行い、感染予防対策

の徹底について万全を期すこと。

(3) 部活動の休止について

- ・感染者や濃厚接触者を確認した場合は、当該部活動又は学校全体の部活動について、活動を一定の期間（7日間程度）休止するなど、適切な措置を講ずること。

3 学校行事等について

- ・校外行事については、宿泊の有無にかかわらず、保護者などの理解、協力を前提に感染状況を踏まえ、実施方法、実施時期等を検討すること。
- ・県外での学校行事等については、行き先地域の感染状況が拡大傾向にある場合等は、その実施を控えること。

4 学校外での活動について

- ・昼夜を問わず、飲食を行う際は、会話時のマスク着用や手洗い、席の間隔確保などの対策に留意するとともに、「3つの密」になるカラオケやバーベキューなどは避けること。

5 その他

- ・マスク（できるだけ不織布）の常時着用や手洗い・手指消毒の励行などの感染防止対策と、「密閉」「密集」「密接」の「3つの密」のいずれも回避するよう周知徹底すること。
- ・教室等での換気（随時、窓を開放するなど）を徹底すること。
- ・新型コロナウイルス感染症には誰もが感染する可能性があることを踏まえ、感染者や濃厚接触者等に対する誤解や偏見のないよう、また、個人の人権を尊重し、特にSNSなどインターネットで個人の特定につながる情報を拡散しないよう周知すること。

（事務担当）

保健体育課 076-444-3445
生涯学習・文化財室 076-444-3647
県立学校課 076-444-3450